



令和5年12月18日

亀岡市議会議長 菱田 光紀 様

発議者 福井 英昭

齊藤 一義

意見書案の提出について

別紙意見書案を当市議会の議決をもって、それぞれの宛先に提出されたく、亀岡市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

## 脱退一時金を含む年金制度の検討を求める意見書（案）

我が国における外国人の受入れ及び共生社会の取組が進められている中において、国際的な労働力移動に伴う、社会保障の在り方についても、時代に即した対応が求められています。

国民年金や厚生年金保険（共済組合等を含む）の被保険者（組合員等）で日本国籍を有しない方が我が国を出国する際は、脱退一時金を請求することができますが、同時に年金受給資格を喪失します。また、入国時に就労ビザや留学ビザであっても、永住資格などの申請を行うことができるようになっており、その資格を持った外国人であっても脱退一時金の申請を妨げるようにはなっていません。脱退一時金の裁定件数は増加傾向にあり、令和3年度は9万6,000件に達し、過去10年の累計数は72万件を超えました。

現在、我が国では「保険料の二重負担」を防止するために加入すべき制度を二国間で調整するとともに、年金受給資格を確保するために、両国の年金制度への加入期間を通算することにより、年金受給のために必要とされる加入期間の要件を満たしやすくする社会保障の二国間協定を23か国と結んでいます。

これら脱退一時金や社会保障の二国間協定なども含め、現行制度が時代に即したものとなるよう、次期年金制度改正に向けて、現状の制度運用における課題やその実態を把握した上で、必要な検討を行うよう求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和5年12月18日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
法務大臣  
財務大臣  
厚生労働大臣  
出入国在留管理庁長官

} 宛

亀岡市議会議員 菱田 光紀